				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	三百八十万六千八百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	六十六万九百円
			使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	十億四千四百二十九万九千八百円
				設置場所が第二地域の区域内にあるもの	五億二千二百十五万三千百円
				設置場所が第三地域の区域内にあるもの	一億四百四十三万六千三百円
				設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二千百九十三万四千三百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				十九万千八百円
五　自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）					二千四百円
六　基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの		九百円
			空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの		十四万千円
			空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	十四万千円
				その他のもの	一億百四十万二千八百円
			空中線電力が十キロワット以上のもの		六億千七百十一万四千三百円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツ以下のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	千五百円
				空中線電力が二百ワットを超え五十キロワット以下のもの	三万三千七百円
				空中線電力が五十キロワットを超えるもの	百五十八万二百円

			使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	千五百円
				空中線電力が二十ワットを超え五キロワット以下のもの	三万三千七百円
				空中線電力が五キロワットを超えるもの	百五十八万二百円
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの				九百円
七　第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの				四百円
	その他のもの				九百円
八　実験等無線局及びアマチュア無線局					三百円
九　その他の無線局	四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	第百三条の二第十五項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの（当該無線局の免許人が市町村（特別区を含む。）であるものに限る。）	住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第百三条の二第十五項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするもの		三百円
			その他のもの		一万七千七百円
		その他のもの			二万六千五百円
	四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの			二万六千五百円
		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの		八百十一万六千三百円
			設置場所が第二地域の区域内にあるもの		四百七万三千二百円